



令和 6 年 1 2 月 2 6 日
国土交通省関東地方整備局
河川部
江戸川河川事務所

「中川・綾瀬川流域水害対策計画（素案）」に対する 公聴会の中止について

令和 6 年 1 2 月 4 日記者発表「「中川・綾瀬川流域水害対策計画（素案）」に対する意見募集の実施及び公聴会の開催について」のとおり、公聴会を開催することとしておりましたが、公述希望の申し出がありませんでしたので、公聴会の開催を中止します。

中川・綾瀬川流域では、浸水被害の防止・軽減を図る対策を流域一体で計画的に進めるため、計画の策定主体及び関係機関からなる「中川・綾瀬川流域水害対策協議会」を設立し、特定都市河川浸水被害対策法第 4 条に基づく「流域水害対策計画」の策定に向けて手続きを進めているところです。

「中川・綾瀬川流域水害対策計画」の策定にあたり、特定都市河川浸水被害対策法第 4 条の 6*に基づき、関係住民の皆様から広くご意見を募集するとともに、ご希望があった場合は令和 7 年 1 月 2 6 日（日）～2 7 日（月）に公聴会を開催することとしておりましたが、公述希望の申し出がありませんでしたので、公聴会は中止します。

※ 特定都市河川浸水被害対策法

第 4 条 流域水害対策計画の策定

- 6 河川管理者等は、前項に規定する場合において必要があると認めるときは、あらかじめ、公聴会の開催等特定都市河川流域内の住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

「中川・綾瀬川流域水害対策計画（素案）」は、江戸川河川事務所ホームページに掲載しています。

江戸川河川事務所ホームページ

URL : <https://www.ktr.mlit.go.jp/edogawa/edogawa01248.html>



<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 神奈川建設記者会 茨城県政記者クラブ
埼玉県政記者クラブ 都庁記者クラブ

<問い合わせ先>

関東地方整備局 河川部

電話：048-601-3151（代表）

FAX：048-600-1378

河川計画課長 石田（内線：3611）

建設専門官 島田（内線：3616）